

日ス振学災第10号

平成28年5月18日

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 大東 和美

(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震により被災した児童生徒等の
の受入れに係る災害共済給付制度の取扱いについて(通知)

このたびの「平成28年(2016年)熊本地震」に関連し、文部科学省初等中等教育局長から、各都道府県教育委員会等あてに、平成28年4月18日付け28文科初第163号「平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」(別添)の通知が出されております。

これに関連し、「平成28年(2016年)熊本地震」により被災した児童生徒等(以下「被災した児童生徒等」という。)の災害共済給付制度の取扱いは以下のとおりとなりますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、このことについては、貴管下の学校又は保育所等(以下「学校等」という。)にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 被災した児童生徒等の一時的な受入れについて

(1) 被災した児童生徒等の受入れについては、本来の在籍学校等が受入先の学校等での活動等を自校の教育活動等と位置付け、本来の在籍学校等と受入先の学校等との間で、文書等で取交しがされている場合は、その取交しの範囲内で、受入先の学校等での活動も本来の在籍学校等の管理下として取扱うこととします。

非常時に鑑み、本来の在籍学校等との受入れの取交しができていない場合についても、給付対象としますが、受入先の学校等の設置者は、本来の在籍学校等の設置者との連絡が取れ次第、取交しを行ってください。

(2) 受入先の学校等で災害が発生した場合は、本来の在籍学校等の管理下として取扱

うこととなりますので、請求行為が可能になった段階で、本来の在籍学校等の設置者から請求を行っていただくこととなります。

(3) 一時的な受入れの予定であったが、そのまま、在籍することになった場合については、通常の転入者の取扱いと同様となりますので、通常の転入者に係る手続きを行ってください。

(4) 被災した児童生徒等の名簿更新は、本来の在籍学校等の設置者が行うこととなります。受入先の学校等の設置者が行う必要はありませんが、双方の設置者で正確に把握しておいてください。必要に応じて、名簿等を提出いただくこともあります。

2 被災した児童生徒等が転入してきた場合

(1) 5月1日より前に転入している場合は、通常の名簿更新の加入者として取り扱ってください。5月1日以降の場合については、通常の転入者の取扱いと同様となります。

(2) 上記取扱いは、非常時に鑑み、転出元の学校等の設置者との転入の手続きが確認できない場合でもよいこととします。転出元の学校等の設置者と連絡が取れ次第、転入の手続きを行ってください。

この他、本件に関して不明な事等がある場合については、次の連絡先までお問合せください。

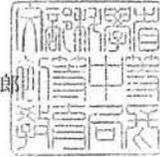
【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

28文科初第163号
平成28年4月18日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次 郎



(印影印刷)

平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の
就学機会の確保等について(通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成28年(2016年)熊本地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成28年度用教科書を無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料(保育料)、入学料(入園料)、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者(被災に伴う転入学者等を含む。)に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した生徒の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮す

るとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先（とりまとめ）】
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
（電話）03-6734-2589
（FAX）03-6734-3731